



不法投棄を発見した場合に情報をお寄せ下さい

～河川区域内における不法投棄物の回収・処分費用は年間で約200万円にも～

岩手河川国道事務所が管理する北上川等の河川区域に一般家庭ゴミや電化製品等が不法投棄される事例が後を絶たない状況となっており、不法投棄物の回収・処分費用は、平成24年度の実績で約200万円になります。

市民の皆様方からの情報が不法投棄の抑制に繋がります。

不法投棄の行為や不法投棄物を発見した際には、当事務所の最寄りの出張所まで情報をお寄せください。

岩手河川国道事務所では北上川及び支川雫石川、中津川等の河川管理を行っています。この河川区域内に一般家庭ゴミや電化製品、古タイヤ及び自転車等を不法に投棄する事例が後を絶たない状況となっています。

日頃の河川巡視活動において、不法投棄物が発見された場合にはそれらを回収し、適切に処分しているところですが、平成24年度における不法投棄物の回収費用は約163万円、処分費用は約37万円となっており、合計約200万円にも上ります。

不断の監視が不法投棄の抑制に繋がりますので、市民の皆様方が、不法投棄の行為や不法投棄物を発見した際には、当事務所の最寄りの出張所まで情報をお寄せ下さるようご協力をお願いします。

■連絡先：河川管理担当の出張所

盛岡出張所：019-636-0368

(盛岡市、花巻市(旧石鳥谷町)、八幡平市、滝沢村、紫波町、矢巾町管内を担当)

水沢出張所：0197-24-4173

(花巻市(旧石鳥谷町以外)、北上市、遠野市、奥州市、金ヶ崎町管内を担当)

一関出張所：0191-23-2435

(一関市、平泉町管内を担当)

■その他：罰則規定

河川にゴミや廃棄物を投棄する行為は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処せられる場合があります。

◆「河川法」…3ヶ月以下以下の懲役又は20万円以下の罰金

◆「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」…5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金(法人等の場合は3億円以下の罰金)

《発表記者会：岩手県政記者クラブ》

＜問い合わせ先＞

国土交通省岩手河川国道事務所 副所長(河川)

オサナイ 長内 伸夫(内線204)

河川占用調整課長

サクラダ 櫻田 マモル 守(内線341)

電話：019-624-3131(代表)

北上川への不法投棄状況(代表事例)



一般家庭ゴミ



チラシ散乱



古道具の投棄



家電の投棄



タイヤの投棄



自転車の投棄